

いわゆる障害者雇用ビジネス^(※)に係る実態把握の取組について

実態把握の概要

- 令和4年1月、都道府県労働局に対し、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うことを指示。以降、以下のとおり、継続的に実態把握を行うとともに必要な支援を実施。
 - 業務内容・業務量、雇用期間・労働時間等の労働条件、雇用管理の状況（勤怠管理・業務指示の流れ等）等を把握。
 - 必要に応じ、関係機関と連携し、同一の就業場所や利用企業を繰り返し訪問。
 - 事業主や障害者雇用ビジネス実施事業者に対し、障害者雇用促進法の基本理念や事業主の責務についての理解を促進。
 - 必要に応じ、障害者の能力に応じた業務の選定等について、事業主への支援を実施。

把握状況（令和6年11月末時点）

- ビジネス事業者**39法人**が運営する就業場所**186カ所**を把握（うち**72カ所**訪問）。
- 当該就業場所の利用企業のうち**333社**を特定。うち**64社**について事業所訪問等を実施。

【把握状況の概要】

事業者数	39事業者 ^(※1)
就業場所数	186カ所 ^(※2)
うち農園	132カ所
うちサテライトオフィス	46カ所
利用企業数	1,583以上 ^(※3)
うち社名を把握した企業数	333社 ^(※4)
就業障害者数	9,355以上 ^(※5)

- (※1) 把握する限り、就業場所数が最も多い事業者では55か所を運営。
また、利用企業が最も多い事業者では690社以上が利用。
- (※2) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等で把握した就業場所数。
このうち労働局等の訪問による実態把握を実施したのはうち72カ所。
- (※3) 把握した就業場所ごとの利用企業数を合計した延べ数。
(同一企業が複数の就業場所を利用する場合は重複計上。
一部、利用企業数を把握できていない就業場所もあるため、1,583以上と表記。) 最も多い就業場所では29社が利用。
- (※4) 複数のビジネス事業者を利用する企業が3社あり、利用企業数としては重複計上。
このうち64社については、労働局等の事業所訪問等による実態把握を実施。
- (※5) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等により把握した就業者数。
(HP上に「〇〇人以上」と掲載されているものが多いほか、把握できないものもあるため、9,355人以上と表記。)

(※) 障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供等を行う事業。
なお、実態把握の取組は、業務の提供等の実施が無いものも含め広く対象としている。